

ウッドパーク金沢文庫建築協定更新活動対象区域の皆様へ

建築協定の更新に関するアンケート実施のお知らせ

建築協定の更新にあたり、建築協定の内容に関する皆様のご意見をいただくために、アンケートを実施致します。

回答用紙は **コミュニティセンターのポストに投函** いただくか、下記までお送りください。

郵送 : 〒236-0045 横浜市金沢区釜利谷南 2-51-12 國島 巖
Fax : 045-782-8656
電子メール : woodpark_kenchiku_kyotei@yahoo.co.jp

回答締め切り : 10月8日(日)

アンケート項目を記載した用紙とアンケート回答用紙は別になっています。
回答用紙のみをお送りください。

皆様のご協力を宜しくお願い致します。

以上

==== アンケート項目（ 回答用紙は 5,6 ページです ） ====

問1： ウッドパーク金沢文庫建築協定の更新・継続について、回答用紙の該当する番号欄に○印をつけてください。

[1] 更新して継続するのが良いと思う。

[1-1] 現在の協定項目の内容のままで良い。

[1-2] 内容は一部変更する方が良い。

[2] 協定は必要ないと思う。(必要ないと思う理由を回答用紙に記入して下さい)

問2： 問1で[1-2]を選択した方は現在の建築協定の内容について、回答用紙の該当する番号欄に○印をつけてください。

| 現在の建築協定の項目 | 都市計画法・建築基準法による一般的なルール | 現在の建築協定による上乘セルール | 【選択肢】 [2]、[3]の場合には <u>回答用紙</u> に変更内容、廃止理由も記載して下さい。 |
|-----------------|--|---|---|
| 第6条(1)用途の制限 | 第一種低層住居専用地域：以下の用途の建設が可能 ・住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿/兼用住宅/診療所/幼稚園、小学校、中学、高校、図書館/老人ホーム・/公衆浴場等 | 以下の用途の建設可 ア. 一戸建専用住宅 （二世帯同居住宅を含む） イ. 医院併用住宅 （獣医院を除く） ウ. 兼用住宅(建築基準法施行令第 130 条の 3 に規定するもの) | [1] このままで良い。 [2] 変更する方が良い。 [3] なくした方が良い。 |
| 第6条(2)高さ | 最高高さ10m、北側斜線5m+0.6L ※L: 真北方向への境界線からの検討点の距離 | 地盤面から最高高さ10m以下、軒高9m以下 | [1] このままで良い。 [2] 変更する方が良い。 [3] なくした方が良い。 |
| 第6条(3)敷地面積の最低規模 | 125㎡ | 敷地(認可公告時のものをいう)は分割してはならない。 | [1] このままで良い。 [2] 変更する方が良い。 [3] なくした方が良い。 |

| | | | |
|-----------------------------|------|--|--|
| 第6条(4) 敷地の 地表面の 変更 | 制限なし | 敷地の地表面(認可公告時のものをいう)の変更はしてはならない。但し自動車車庫を建築する場合等の切土及び盛土についてはこの限りではない。 | [1] このままで良い。 [2] 変更する方が良い。 [3] なくした方が良い。 |
| 第6条(5) 擁壁の 構造等 の変更 | 制限なし | 敷地の道路境界から2m以内の部分については、建築協定認可公告時の擁壁(*注1*)の高さ、位置、構造を変更してはならない。ただし、10㎡以内の駐車スペースについてはこの限りではない。 | [1] このままで良い。 [2] 変更する方が良い。 [3] なくした方が良い。 |
| 第6条(6) 建築物の 構造 | 制限なし | 道路境界に沿って設ける建築物は、環境を維持するため、生け垣又は高さ(地表からの高さという。以下同様とする)1.5m以下のフェンス等とする。但し、次のア又はイに該当するものはこの限りではない。 ア フェンス等の基礎で高さ40cm以下のもの イ 門柱その他これに類するもの | [1] このままで良い。 [2] 変更する方が良い。 [3] なくした方が良い。 |
| 第6条(7) 建築物の 意匠 | 制限なし | ウッドパーク金沢文庫の「オレンジ系を主体とした屋根と白系の壁を持った一戸建と集合住宅からなり、植栽も多く色彩のコントラストの美しいまとまりのある住宅地であり、優れた都市景観の創造、保全に寄与し、景観が地域的、市民的にみて特に優れている地区である」というイメージを損なわないものとする。 | [1] このままで良い。 [2] 変更する方が良い。 [3] なくした方が良い。 |

* 注1 *

擁壁(ようへき)は、土壌の安息角を超える大きな高低差を地面に設けたいときに、土壌の横圧に抗して斜面の崩壊を防ぐために設計・構築される壁状の構造物である。土留と称されることもあり、一般に土留は簡素で一時的な構造を、擁壁は本格的で長期的な構造を指す。(出展 Wikipedia)

問3 : 問1で[1-2]を選択した方で上記以外に追加したい項目があれば、回答用紙に具体的にお書きください。

問4 : 建築協定や住環境についてご質問、ご意見等がありましたら、回答用紙にご自由にお書きください。

==== アンケート項目は以上です =====

アンケート回答用紙

令和5年 月 日

ご住所 釜利谷南 2 - -

お名前

問1 : ウッドパーク金沢文庫建築協定の更新・継続について該当する番号欄に○印をつけてください。

| [1] 更新して継続するのが良いと思う | | [2] 協定は必要 ないと思う | [2]を選択した方はその理由を記入して下さい |
|-----------------------------------|----------------------------|-----------------------|------------------------|
| [1-1] 現在の協定項 目の内容のまま で良い | [1-2] 内容は一部変 更する方が良い | | |
| | | | |

問2 : 問1で[1-2]を選択した方は、現在の建築協定の内容について次表の各項目の該当する番号欄に○印をつけてください。

| 現在の建築協定の制限項目 | [1] このままで 良い | [2] 変更する方 が良い | [3] なくした方が 良い | [2]の内容、または[3]の理由 |
|-------------------------|--------------------|---------------------|---------------------|------------------|
| 第6条(1) 用途の制限 | | | | |
| 第6条(2) 高さ | | | | |
| 第6条(3) 敷地面積の 最低規模 | | | | |
| 第6条(4) 敷地の地表 面の変更 | | | | |
| 第6条(5) 擁壁の構造 等の変更 | | | | |
| 第6条(6) 建造物の 構造 | | | | |
| 第6条(7) 建築物の 意匠 | | | | |

問3 : 問1で[1-2]を選択した方で上記以外に追加したい項目があれば具体的にお書きください。

問4 : 建築協定や住環境についてご質問、ご意見等がありましたらご自由にお書きください。

アンケートは以上です。
ご協力ありがとうございました。